

## ○深谷市男女共同参画会議条例

平成18年1月1日

条例第11号

### (設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査し、及び審議するため、深谷市男女共同参画会議(以下「男女共同参画会議」という。)を置く。

### (組織)

第2条 男女共同参画会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 公募による市民

3 前項第2号及び第3号により委嘱された委員が、委嘱された時の要件を欠くに至ったときは、その委員は退職するものとする。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 男女共同参画会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 男女共同参画会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 男女共同参画会議の庶務は、男女共同参画に関する事務を所掌する部署において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成22年12月21日条例第32号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。